

参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和四十四年二月二十八日（金曜日）

午前十時十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 任田 新治君
理事 園田 清充君
宮崎 正雄君
中村 波男君
矢山 有作君
藤原 房雄君

委員

亀井 善彰君
河口 陽一君
久次米健太郎君
栗原 祐幸君
小枝 一雄君
櫻井 志郎君
田口長治郎君
高橋雄之助君
和田 鶴一君
杉原 一雄君
武内 五郎君
達田 龍彦君
沢田 実君
河田 賢治君

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官 玉置 和郎君
農林大臣官房長 大和田啓氣君
農林大臣官房予算課長 大場 敏彦君
農林省農政局長 池田 俊也君
農林省農地局長 中野 和仁君

農林省畜産局長 太田 康二君
農林省蚕糸園芸局長 小暮 光美君
農林水産技術会 横尾 正之君
農林省農務局長 榎垣徳太郎君
食糧庁長官 森本 修君
水産庁長官 宮出 秀雄君
事務局側 常任委員会専門員 宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
（昭和四十四年度農林省関係の施策及び予算に關する件）

○委員長（任田新治君） ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
農林水産政策に関する調査を議題とし、昭和四十四年度農林省関係の施策及び予算に關する件について調査を行ないます。
まず、農林大臣の所信を聴取いたします。長谷川農林大臣。
○國務大臣（長谷川四郎君） 大臣に就任いたしましたから約三カ月を経過いたしました。農林及びこれに關する内外の諸情勢がまことに容易でない時期でもあり、その職責のきわめて重大であることを痛感いたしております。全力をあげてこの重責を果たしてまいる所存でございますが、委員各位の御理解ある御協力を賜りますようお願いを願ひ申し上げます。
本日、この機会をかりまして、農林水産業に対する施策について所信の一端を申し述べ、今国会に提出いたします農林省関係の予算案及び法律案につき、委員各位の御協力を得て御審議をいた

く御参考に供したいと存じます。
まず、農政推進についての私の基本的考え方について申し上げます。
申すまでもなく、農政は、国民に対しその必要とする食糧を安定的に供給するとともに、農業従事者の所得と生活水準の向上をはかることを目的としたものであります。このため、政府といたしましては、従来、農業基本法に定めるところにより、各般の施策を講じてまいりましたのであります。

しかしながら、近年、国民経済の高度成長その他農業をめぐる諸情勢の変化には著しいものがあり、米の問題をはじめ各般の面でいろいろ困難な問題を生じております。また、加えて、わが国農業を取り巻く国際環境は一段ときびしくなつてまいりました。
このような諸情勢に対処するためには、農政も新たな飛躍をはかるべき時期にきていると考えられるのであります。
このような観点に立つて、政府といたしましては、農業基本法に定める方向に従ひまして、農業を取り巻く諸情勢の推移を十分に織り込みながら、国民の食生活の多様化、高度化の動向に即応して、米ばかりではなく畜産物、野菜、果実など総合食糧の安定的な供給をはかること、生産、価格、流通、構造等各般の施策を均衡のとれた形で総合的に推進すること、農政を農業生産の場だけでなく、流通、消費の場まで広げて施策を充実すること等をねらいとして総合農政の推進をはかることといたしておるのであります。

このような総合農政推進のため、去年の夏以来施策の具体化につきまして鋭意検討を続けてまいりましたが、今後さらに、各方面の御意見を十分に伺ひながら、施策の一その充実強化をはかつてまいる所存であります。当面、昭和四十四年度におきましては、次の点に重点を置いて所要の施策の推進をはかつてまいる考えであります。

まず第一に、農業生産基盤の整備及び開発であります。
今後の農政の展開に即応して末端園場条件の整備、その前提となる基幹かんがい排水施設の整備、農道の整備及び農用地の開発等、各種の農業基盤整備事業を強力に推進する考えであります。特に、水田について、適地における稲作経営の合理化をはかる方向で土地改良の推進につとめるほか、水田に比べて立ちおくれしている畑地基盤の総合的整備と草地改良の拡充に、特段の配慮を加えることとしております。
第二は、米対策であります。最近の米の需給につきましましては、国民の食生活の変化により米の需要が減退しているのに対し、米の生産が増加しているため大幅に緩和し、今後とも基調としてこの傾向に変化はないものと見込まれます。
このように米の需給が大幅に緩和する反面、かなりの農産物については、需給の増大に対し生産がこれに伴わないおそれのあるものがあります。
このような、米をはじめとする農産物の需給の動向に対処するためには、農産物の需給と生産の長期的見通しに立つて、需要に即応した農業生産をすすめることが肝要であります。このため、畜産、園芸等今後需要の増大が期待される作物について生産の増強をはかる一方、米の生産については、米の主産地域を中心として生産性の向上と品質の改善に重点を置いて施策を進めるとともに、米の生産調整をはかることが、当面、農政に課された緊急の課題であると考えられるのであります。
したがって、昭和四十四年度におきましては、米の生産調整をはかるため、新規開田を極力抑制するとともに、稲から今後生産を伸ばすべき飼料作物、園芸作物等への作付転換の問題に取り

組むこととしております。

また、これらの米の生産対策と関連して重要な問題は米の管理の問題であります。米の管理につきましては、最近における米の需給の大幅緩和の実情、米穀管理の現状に対処いたしまして、米の輸出等の米の需要の増進につとめるとともに、管理制度の根幹を維持しつつ、米の買入れ、売り渡し等制度運営の各方面にわたって事態に即応して所要の改善につとめてまいりるほか、米価については、生産者米価及び消費者米価を据え置くことといたしたいと考えております。

申すまでもなく、わが国農業は伝統的に米中心であり、農家の生産意欲と政府の施策と相まって米の生産が今日のように増加したところであり、政府といたしましては、農家の方々の努力に対しまして心から敬意を表するものであります。したがって、以上述べましたような米対策を進めるにあたっては、農家の方々にいたらずに不安を与へることがないよう特に留意し、農家の方々をはじめ農業関係者の理解と納得を得て、その円滑な推進につとめる所存であります。

第三に、畜産、園芸等の振興対策であります。畜産物、野菜、果実などの需要は、国民の生活の高度化に伴い増大しており、短期的には需給にやや問題があるものも出ておりますが、今後とも引き続き需要の増大が見込まれるのであります。

そこで、需要の増大に即応して安定的な供給を確保するため、畜産、園芸につとめまして、生産性の向上を主眼に各般の施策を充実強化し、これらの振興をはかる考えであります。

畜産につとめましては、国内産生乳による学校給食供給量の拡大、加工乳生産者補給金制度の円滑な実施をはかることと、畜産関連試験研究の拡充、飼料基盤の整備、家畜の導入をはじめとして、各般の施策を拡充強化する考えであります。

また、園芸等の畑作農業につとめましては、畑地基盤の総合的整備と畑作関連試験研究の拡充をはかるとともに、これらと相まって生産、流通の近

代化に必要な施策を充実強化し、地域、作目に適応した主産地の形成を推進する考えであります。

これらの方面におきまして、今後ますます海外農産物との競争は激化してまいることが予想されますが、農産物の輸入の自由化の問題については、国内の農業生産に悪影響を与えないよう慎重な配慮を怠りませんつもりであります。

第四に、構造政策であります。農業の近代化を進めるためには、自立経営の育成、協業の助長など農業構造の改善をはかることが基本的に重要であります。特に、最近の農業の動向を見ますと、価格政策、生産政策とともに、構造政策の推進がますます重要となつてきていますと考えるのであります。

このような観点から、農地法の改正をはじめとする一連の構造政策関連諸法案の成立について、特に御理解と御協力を得たいと存じます。第二次農業構造改善事業も昭和四十四年度から発足させることとし、農業者年金についても昭和四十五年年度実施を目途に所要の調査検討を行なう等、構造政策については今後一そうの推進をはかる考えであります。

第五に、消費流通対策であります。近年、生鮮食料品の価格が高騰し、国民生活の充実、消費者家計の安定の面から見てゆるがせにできない問題となつております。そのため、生産対策の強化と価格政策の適切な運用にあわせて、農水産物が消費者に円滑に供給されるよう、流通の合理化と加工流通関係企業の近代化、さらに消費者保護対策の充実並びにこれらに関連する試験研究の拡充等につとめまして、施策の強化をはかる考えであります。

第六に、農業金融の強化であります。以上の施策の拡充に対応いたしまして資金需要の増大にこたえるため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金の一そうの充実をはかることとしております。

次に林業について申し上げます。近年、木材の需要は著しく増大しております。

これに対し、国産材の供給は十分でなく、伐採、造林等の林業の生産活動は停滞する傾向を示しており、外材の輸入は年ごとに増加しております。

このような動向に対処いたしまして、林業政策の当面する課題は、林業総生産の増大と林業の生産性の向上をはかり、あわせて林業従事者の福祉の向上に資することにあると思ひますが、同時に国土を保全し、国民の保健休養の場を提供するなどの森林の持つ公益的な機能を活用する重要性もますます多くなつてきているのであります。

このため、林道、造林等の林業生産基盤を整備拡充し、また、新たに里山の再開発を推進して森林資源の有効利用をはかるとともに、資本装備の高度化、森林施業の計画化を進めて林業経営の近代化を促進するほか、林業従事者の就労の安定等をはかり、あわせて治山事業を拡充する等、これら施策を総合的かつ強力に推進してまいりる所存であります。

さらに、水産業について申し上げます。水産物に対する需要は、国民の食生活の向上にささげられて堅調に推移しておりますが、他方、漁業生産は、国際規制の強化、資源上の制約等のためこれに十分対応することができず、水産物価格は上昇し、水産物の輸入は増加しております。

また、漁業経営につきましても、その所得水準は近年上昇しておりますものの、なお多くの問題をかかえております。

このようない動向に対処して、水産政策の当面する課題は、水産資源の維持増大と漁業経営の近代化を進めて水産物を安定的に供給することとに漁業従事者の地位の向上をはかることにあると考えられます。

このため、漁業情勢の進展に即応した新しい整備計画のもとに、漁港の重点的な整備をはかる等漁業生産基盤の整備を強力に推進するとともに、水産資源の保護増進対策の推進、新漁場の開発調査の拡充等水産資源の維持増大につとめる考えであります。さらに、沿岸漁業構造改善事業の推進、漁業近代化資金融通制度の創設、中小漁業

振興対策の推進等漁業経営の近代化等をはかつてまいりる所存であります。

以上述べました農林水産業に対する施策の推進をはかるため、昭和四十四年度予算の編成にあたりましては、所要の財源の確保につとめ、主要な施策を推進するために必要な経費につとめまして、重点的にこれを計上いたしたつもりでございます。

また、これらの施策の実施に必要な法制的整備につとめましては、鋭意法案の作成を取り進めているところであります。

以上、所信の一端を申し述べましたが、最後にあたりまして、近代的な農林漁業経営の育成をはかり、明るく将来に希望の持てるような農山漁村をつくり上げるために最善の努力を尽くす所存でありますので、今後とも、本委員会及び委員各位の御支援、御協力を切にお願い申し上げます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(任田新治君) 次に、昭和四十四年度農林省関係予算について説明を聴取いたします。玉置農林政務次官。

○政府委員(玉置和郎君) 昭和四十四年度農林関係予算について、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十四年度の一般会計における農林関係予算の総体につきましては、農林省所管合計は七千一百二億円で、これに総理府、文部省、労働省、及び建設省の各省所管の農林関係予算を加えた農林関係予算の総額は七千六百八十八億円で、これを昭和四十三年当初予算と比較しますと千四百六十六億円の増加となります。

安定並びに流通加工の近代化及び消費者保護対策の充実、農林漁業構造改善の推進、農山漁村対策の充実、農林漁業金融の改善等の主要施策を推進するための経費を重点的に計上することとしております。

以下、この農林関係予算の重要事項について御説明申し上げます。

第一に、農林漁業生産基盤の整備に関する予算について申し上げます。

農業に關しましては、農業の生産性の向上、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善をはかるため、農業生産基盤の整備開発を積極的に行なうこととし、このため、農政の新たな展開に即応して末端圃場条件の整備、その前提となる基幹かんがい排水施設の体系的整備、農道の整備、農用地の開発等各般の事業を計画的に推進することとしております。

特に、水田に關する基盤整備事業については、米の需給事情、水田の壊廃の動向等を考慮して新規開田を極力抑制する一方、適地における生産性の高い稲作経営の育成に資する方向で推進するとともに、畑作及び畜産等の振興に資するため、所要の基盤整備の積極的推進をはかることとし、総額千六百二十三億二千三百万円を計上しております。

林業に關しましては、林道事業について百十九億四千七百万円、造林事業について七十七億三百万円を計上し、その推進をはかることとしております。

また、治山事業につきましては、四十三年度を始期とする新治山事業五カ年計画の第二年度として総額二百六十億四千五百万円を計上し、民有林及び重要流域の国有林の治山事業を推進することとしております。

漁業に關しましては、最近における漁業情勢の進展に即応して、新たに昭和四十四年度から五カ年にわたる第四次漁港整備計画を策定することとし、この新計画に基づいて漁港修築事業等を推進するとともに、大型魚礁設置事業、浅海漁場開発事業調査等の拡充をはかることとして、総額百九

十一億二百万円を計上いたしております。

第二に、農林漁業生産対策に関する予算について申し上げます。

まず、米生産対策につきましては、米の主産地域を中心として生産性の高い稲作経営の確立を期するとともに、米の品質改善に重点を置いて必要な施策を推進することとし、このため、高度集約栽培促進事業等を引き続き実施するほか、今後の米の生産対策について新たな展開をはかるため、米の主産地域において広域的な米の生産流通の抜本的な合理化等その総合的改善方策の確立普及をはかるためのパイロット事業を行なうこととしております。

また、麦生産対策につきましては、表裏作を通ずる一貫した機械化作業の体系化と品質改善をはかること等により、生産性を向上しつつ主産地の育成を推進することとし、このため、新たに麦作団地育成対策事業を実施する等麦生産対策を拡充強化することとしております。

このほか、農作物種子対策、地力保全事業、植作物防疫事業等を推進することとしており、以上を合わせ米麦生産対策に要する経費として二十二億七千三百万円を計上しております。

ところで、米の生産対策の基本方向は、ただいま申し上げましたとおり、生産性の向上と品質の改善に重点を置いた施策の強化であります。最近における米の需給事情は周知のとおり大幅に緩和しておりますので、これに即応して米の生産調整をはかる必要が生じております。

そこで、昭和四十四年度においては、新たに稲の作付を今後生産を伸ばすべき飼料作物、園芸作物等に転換することを誘導することとし、転換奨励金、転換に必要な機械施設の導入助成等のため三十億二千四百万円を計上しております。

次に、畜産生産振興対策について申し上げます。

まず、飼料自給度の向上をはかるため、草地改良事業を計画的かつ強力に推進することとし、その一環として既耕地とその周辺部の未利用地を一

体として畜産の利用に供するため、新たに飼料基盤整備特別対策事業を実施するほか、既耕地に対する飼料作物の積極的導入のための飼料作物総合増産対策を引き続き推進することとしております。

さらに、乳牛及び肉牛の安定的供給等をはかるための生産性の高い大規模牧場の創設事業、酪農及び肉用牛経営の経営技術改善をはかるための指導的施設の設置事業等を新たに実施するほか、家畜導入事業の強化、乳用牛集団育成事業の拡充、里山利用肉用牛増殖育成事業の拡充、家畜改良増殖の推進、家畜衛生対策の強化等の諸施策を推進することとし、以上を合わせ畜産生産振興対策として百四十四億四千七百万円を計上しております。

次に、蚕糸園芸生産振興対策について申し上げます。

まず、養蚕生産対策につきましては、新たに山地における養蚕合理化施設の導入を加え、繭生産改善推進施設設置事業を拡充強化することとしております。

野菜生産対策につきましては、指定野菜の拡大、指定消費地域の追加、野菜指定産地の増加、生産出荷近代化事業の拡充等、野菜指定産地の計画的育成をはかることとし、果実につきましては、引き続き広域の主産地の形成につとめるとともに、新たに高度な省力栽培技術の改良普及を目ざす果樹栽培省力化促進事業を実施することとし、特産農産物及び甘味資源作物につきましては、それぞれ引き続き地域特産農産物推進対策及び甘味資源生産合理化推進地区の設置等、生産性の向上をはかるための施策を拡充することとし、さらに、これらに加え、畑地の生産力増強と近代化作付体系の確立等を目的に畑作経営の総合改善をはかる施策を新たに講ずる等、以上を合わせ蚕糸園芸生産振興対策として四十一億二千五百万円を計上しております。

林業生産対策につきましては、引き続き優良種苗確保事業、森林病害虫等防除事業等を実施することとし、これらに要する経費六億六千万円を計上するほか、最近における木材需給の動向にかん

がみ、里山を中心とする低位利用の広葉樹林の合理的利用の促進とあつた高度利用をはかるため、新たに簡易林道の開設、集団的な伐採、造林等を総合的に推進する里山再開発事業をパイロット的に実施することとし、所要の予算を計上しております。

漁業生産対策につきましては、動物たん白質の自給度の向上と、国際漁場におけるわが国漁業の地位の確保に資するため、遠洋の未開発漁場について大規模な開発調査を拡充実施することとし、新たに外国沿岸漁場におけるわが国漁船の操業の確保と円滑な進出をはかるに必要な調査を実施するほか、引き続き沿岸漁場等における水産資源の保護増進対策の強化、内水面における地域振興対策の拡充等をはかることとし、これらに要する経費十三億六千二百万円を計上しております。

第三に、生鮮食料品等の価格の安定並びに流通加工の近代化及び消費者保護対策の充実に関する予算について申し上げます。

まず、畜産物の価格安定及び流通改善対策につきましては、引き続き加工原料乳に対する不足払い制度に必要な交付金及び学校給食用牛乳供給に必要な交付金を畜産振興事業団に交付することとし、同事業団の行なり価格安定業務の円滑な実施をはかるため追加出資を行なうこととし、さらに、生乳流通改善施設、食肉センターの設置等を推進するほか、食料処理加工合理化施設、鶏卵出荷合理化モデル施設設置につき新たに助成することとし、これらに要する経費百七十三億九千七百万円を計上しております。

次に、野菜の価格安定及び青果物の流通改善対策につきましては、青果物の出荷調整対策等を推進するとともに、野菜生産出荷安定資金協会が行なう野菜の価格補てん事業を拡充強化することとし、これらに要する経費二億二百万円を計上しております。

水産物の価格安定及び流通改善対策につきましては、引き続き産地流通加工施設建設事業等を推進するほか、新たな角度から冷凍魚の流通の改善

を推進するための事業を実験的に行なうとともに、わが国漁業の生産構造の変化に即応し、拠点的な産地流通加工センターの形成についての調査検討を行なうこととし、これらに要する経費三億四千九百万円を計上しております。また、真珠養殖事業の不況に対処するため、真珠の調整保管等について助成措置を講ずることとし、二億一千三百万円を計上しております。

生鮮食料品等の流通及び加工の近代化につきましては、中央卸売市場、拠点的な公設の地方卸売市場の整備を促進するとともに、公設小売市場、大型米穀掲施設等の整備を推進するほか、小売業者に対する指導、中小企業の近代化促進、食品工業に対する内外技術の提供等の事業を実施することとし、これらに要する経費二十三億八千六百万円を計上しております。

なお、以上の措置に加えて、農林漁業金融公庫に設けられた卸売市場近代化資金及び国民金融公庫に設けられた生鮮食料品等小売業近代化貸付制度の拡充をはかることとしております。

次に、消費者保護対策につきましては、農林物資の規格等の設定普及、消費者向けの情報提供等の事業を拡大実施するとともに、新たに都道府県に設けられる生活センターの食品テスト施設の整備等の事業を実施することとし、これらに要する経費一億五百万円を計上しております。

第四に、農林漁業の構造改善の推進に関する予算について申し上げます。

まず、経営規模が大きく生産性の高い自立経営と効率の高い集約的生産組織の育成助長を推進するため、農地の流動化が促進されるよう所要の措置を講ずることとし、八千二百万円を計上しております。

農業構造改善事業につきましては、現行事業について当初計画どおり四十五年度終了を目標として、継続地域及び新規地域における事業を推進することとしておりますが、最近における農業をめぐむ諸情勢の推移に対処して、地域の条件に応じ、規模の大きく生産性の高い農業経営が地域農

業の中核的地位を占める農業構造の実現をはかることを目標として、第二次農業構造改善事業を全国二千二百五十地区につき四十四年度以降十年間に計画を樹立して実施することとし、四十四年度においては、二百地区につき計画を樹立することとするほか、引き続き農業経済圏における広域の農業近代化施設等の整備を進めることとして、総額二百五十四億八千九百万円を計上しております。

また、土地の農業上の有効利用、農地保有の合理化、農業経営の近代化及び生産基盤の整備に関する措置を総合的に推進するため、農業振興地域制度を発足させることとし、このために必要な経費一億五千八百万円を計上するとともに、引き続き集約的生産組織育成対策を推進することとしております。

さらに、農業者年金制度については、現在検討されております国民年金の改善との関連を考慮しつつ、四十五年度実施を目途に調査検討を行なうこととし、このため一千万円の調査費を計上しております。

以上のほか、農業経営の向上き発展を志向する農業者の資金需要を包括的に充足するため、前年度から発足した総合資金制度を一そう拡充することとしております。

林業構造改善事業につきましては、四十五億二千一百万円を計上し、事業の計画的推進をはかることとしております。

沿岸漁業構造改善事業につきましては十五億六千四百万円を計上し、経営近代化促進事業、同補足整備事業及び漁場造成改良事業を引き続き実施するほか、新たに沿岸漁業対策の問題点と今後の施策のあり方を検討するための調査を行なうこととしております。

第五に、農山漁村対策を拡充するための予算について申し上げます。

まず、農林漁業の後継者対策につきましては、農業後継者育成資金の貸し付けワクの拡大をはかることとし、引き続き将来の林業のにない手とな

る山村青年の育成をはかるため実践活動の場として「青年の山」の造成を促進するほか、農業者大学校(仮称)をはじめ各種の教育研修施設の整備、農村青少年育成対策等を拡充実施することとし、これらに要する経費六億一千五百万円を計上しております。

また、最近の農業労働力をめぐる諸情勢に対処して農業就業の近代化をはかるため、新たに農業就業近代化対策事業を実施することとして、一億二千二百万円を計上しております。

次に、農山漁村の環境整備につきましては、農林漁業用道路の整備を拡充実施するとともに、農家生活改善資金の貸し付けワクの拡大、生活改善特別事業の拡充、住宅金融公庫の農山漁村住宅資金の活用、僻地農山漁村電気導入事業等を引き続き行なうこととし、さきに述べたものを含め、これらに要する経費として総額百四十五億一千三百万円を計上しております。

山村振興対策につきましては、振興山村における農道及び林道等の整備について特に配慮するとともに、二十億三千九百万円を計上して引き続き振興山村農林漁業特別開発事業を計画的に実施することとしております。

第六に、農林漁業の近代化の推進に必要な農林金融の拡充に関する予算について申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫資金につきましては、農林漁業の経営構造改善、基盤整備及び卸売市場近代化等に必要な資金を拡充するため、新規貸し付けワクを二千二百億円に拡大し、この原資として財政投融資四千五百五十六億円を予定するとともに、一般会計から同公庫に対し補給金百一億四千万円を交付することとしております。

次に農業近代化資金融通制度につきましては、貸し付け資金ワクを三千億円に拡大することとし、所要の利子補給補助等を行なうとともに、同資金にかかわる債務保証制度を拡充強化するため、農業信用基金協会に対する都道府県の出資について助成するに必要な経費六十七億三千万円を計上しております。

また、農業改良資金制度につきましては、技術導入資金について、前年度に引き続き集約的生産組織の育成をはかるための集約的技術共同導入資金の貸し付けを行なうとともに、農業後継者育成資金及び農家生活改善資金を含めて貸し付けワクを百十七億円に拡大し、これに要する経費三十七億四千二百万円を計上しております。

また、林業信用基金の債務保証業務の円滑化をはかるため、同基金に対し一億円の出資を行なうこととしております。

さらに、漁業者等の資本装備の高度化をはかり、その経営の近代化を促進するため、新たに漁業協同組合資金を活用した漁業近代化資金融通制度を創設して、漁船、漁具等の整備拡充に必要な資金の融通をはかることとし、四十四年度においては貸し付け資金ワク百億円を予定するとともに、利子補給補助等に要する経費として二千四百万円を計上しております。

なお、遠洋漁業について国際的漁場における国際競争力の強化等をはかるため、その漁船の建造等に対し新たに日本開発銀行からの特利、特ワクによる資金融通の道を開くこととしております。

以上のほか、農林漁業施策の推進のために重要な予算について申し上げます。

まず、農林水産の試験研究につきましては、試験研究費の増額、試験研究体制の整備、都道府県に対する助成の充実等により試験研究の拡充強化をはかることとし、新たにたん白質の高度利用技術及び資源の開発に関する総合研究等を行なうほか、熱帯、特に東南アジア地域の農業協力の要請に対処し、かつ、わが国の農業研究の発展に資するため、農林省の付属機関として熱帯農業研究センター(仮称)を設置することとし、これらに要する経費百四十二億九千一百万円を計上しております。

次に、農林水産の改良普及事業につきましては、農業関係について新たに現地技術確定事業、畜産専門改良普及員の緊急養成研修を行なうほか、引き続き普及体制の整備、機動力の強化、職

員設置費の補助単価の是正等を行なうこととし、農業改良普及事業に六千九百七十七万円、生活改善普及事業に十五億二千三百万円、畜産経営技術指導事業に二億四千一百万円、蚕糸技術改良事業に十億三千一百万円、林業普及指導事業に十三億一千万円、水産業改良普及事業に二億三千三百万円をそれぞれ計上しております。

農業災害補償制度につきましては、掛け金庫負担金を増額するほか、家畜共済損害防止事業の強化、果樹保険事業の試験実施の推進、農業共済団員給与の改善等を行なうこととし、これらに要する経費四百十五億二千六百万円を計上しております。

また、わが国の農林業の基本構造と動向及び農山村の生産、生活環境を明らかにし、農林業施策の推進に必要な基本資料を整備するとともに、農業の国際比較に必要な統計を作成するため、一九七〇年世界農林業センサスを行なうこととし、これに要する経費十七億五千三百万円を計上しております。

このほか、農業関係につきましては、開拓者の営農振興対策として二十四億六千六百万円、農産物の輸出振興対策として十二億七千四百万円、農業資材の価格流通対策として三十五億六千万円、農業団体の整備強化対策として三十六億七千二百万円をそれぞれ計上しております。

林業関係につきましては、さきに述べましたもののほか、森林計画制度及び保安林の整備について七億三千四百万円、入り会い林野等の整備促進対策を含む森林組合の育成対策として五千七百万円をそれぞれ計上しております。

水産業関係につきましては、すでに述べましたもののほか、漁船損害補償制度の実施費として十四億四千三百万円、漁業災害補償制度の実施費として十億七百万円、水産業協同組合の育成指導対策として四千七百万円をそれぞれ計上しております。

農林水産関係の災害対策公共事業につきましては、海岸事業及び農地、農業用施設、治山施設、

林道、漁港等の災害復旧等の事業の推進をはかることとし、総額二百七十八億七千七百万円を計上しております。

次に、昭和四十四年度の農林関係特別会計予算について御説明いたします。

第一に、食糧管理特別会計につきましては、国内米、国内麦及び輸入食糧の管理について、予算補正を当初から予定しない考え方のもとに、政府を通さない米穀の流通を認めるなど管理制度の適切な運営をはかることとしております。

このため所要の予算を計上するとともに、一般会計から調整勘定へ二千九百七十億円を繰り入れることとしております。

また、国内産イモでん粉及び輸入飼料の買い入れ等の実施のため必要な予算を計上し、輸入飼料勘定へは一般会計から三十一億円を繰り入れることとしております。

第二に、農業共済再保険特別会計につきましては、農業災害補償制度の運営のため必要な予算を計上しており、一般会計から総額三百一億五千二百万円を繰り入れることとしております。

第三に、国有林野事業特別会計につきましては、国有林野事業勘定において、国有林野事業の一そう合理的な実施運営をはかるとともに、治山勘定において民有林治山事業及び国有林野内臨時治山事業を実施することとし、必要な予算を計上しております。

第四に、漁船再保険及漁業共済保険特別会計につきましては、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の実施のため必要な予算を計上しており、一般会計から総額二十三億三千二百万円を繰り入れることとしております。

以上のほか、自作農創設特別措置、開拓者資金融通、特定土地改良工事、森林保険及び中小漁業融資保証保険の各特別会計につきましても、それぞれ所要の予算を計上しております。

なお、糸価安定特別会計につきましては、その業務を日本蚕糸事業団の業務に統合し、より合理的な繭糸価格の安定をはかることとして四十四年

度からこれを廃止することとしております。

最後に、昭和四十四年度の農林関係財政投融資計画について御説明いたします。

財政投融資の計画額としましては、農林漁業金融公庫は三機関及び二特別会計を合わせて、総額千六百七十一億円の資金運用部資金等の借り入れを予定しております。

これをもちまして、昭和四十四年度農林関係予算及び財政投融資計画の概要の御説明を終わります。

午前十時五十八分散会

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、漁業秩序の確立及びブリ資源保護に関する請願(第四〇四号)

一、農林年金(農林漁業団体職員共済組合)法改正に関する請願(第四三九号)

第四〇四号 昭和四十四年一月二十八日受理
漁業秩序の確立及びブリ資源保護に関する請願
請願者 三重県尾鷲市九鬼町三重県定置漁業協会内 中崎邦次
紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四三九号 昭和四十四年一月二十九日受理
農林年金(農林漁業団体職員共済組合)法改正に関する請願(三通)
請願者 静岡県磐田市見付町二、五三二磐田市農業共済組合内 古山信義外十七名
紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、農林年金(農林漁業団体職員共済組合)法改正に関する請願(第四七四号)

第四七四号 昭和四十四年一月三十一日受理
農林年金(農林漁業団体職員共済組合)法改正に関する請願
請願者 埼玉県宇野市大字鈴谷七一〇清水嘉市郎外千五百五十八名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案
繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次
第一章 総則(第一条)
第二章 繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置(第二条―第十二条の三)
第三章 繭及び生糸の価格の中間安定に関する措置(第十二条の四―第十二条の十三)
第四章 日本蚕糸事業団
第一節 総則(第十二条の十四―第十二条の二十六)
第二節 役員等(第十二条の二十七―第十二条の四十)
第三節 業務(第十二条の四十一―第十二条の四十二)
第四節 財務及び会計(第十二条の四十三―第十二条の五十二)

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案
繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次
第一章 総則(第一条)
第二章 繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置(第二条―第十二条の三)
第三章 繭及び生糸の価格の中間安定に関する措置(第十二条の四―第十二条の十三)
第四章 日本蚕糸事業団
第一節 総則(第十二条の十四―第十二条の二十六)
第二節 役員等(第十二条の二十七―第十二条の四十)
第三節 業務(第十二条の四十一―第十二条の四十二)
第四節 財務及び会計(第十二条の四十三―第十二条の五十二)

第五節 監督(第十二条の五十二・第十二条の五十三)

第六節 雜則(第十三条の五十四)

第五章 補則(第十三条の五十六)

第六章 罰則(第十七条―第十九条の三)

附則

第一章 總則

第一条中「安定を図るために」を「安定に資するため」に、「価格の異常な変動を防止する」を「価格について、安定価格帯をこえる異常な変動を防止するとともに、必要に応じ、安定価格帯の相当な水準における価格の安定を図る」に改め、同条の次に次の章名を附する。

第二章 蕪及び生糸の価格の異常変動の防止に關する措置

第二条を次のように改める。
(異常変動の防止のための生糸の買入れ及び売渡し)

第二条 日本蚕糸事業団(以下「事業団」という)は、蕪及び生糸の価格の異常な変動を防止するため、生糸の売渡しの申込みに応じ、予算の範囲内において安定下位価格でその申込みに係る生糸を買入れ、及び生糸の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、政令で定めるところにより一般競争入札その他の方法で生糸を売り渡さなければならない。

第三条の見出しを「安定下位価格及び安定上位価格」に改め、同条第一項中「最高価格」を「安定下位価格」に、「最低価格」を「安定上位価格」に、「参し、や、を」を「参照」に改め、同条第二項中「最高価格」を「安定下位価格」に、「最低価格」を「安定上位価格」に改める。

第四条中「最高価格及び最低価格」を「安定下位価格及び安定上位価格」に改める。

第五条中「最高価格及び最低価格」を「安定下位価格及び安定上位価格」に、「改定する」を「変更する」に改める。

第六条中「最高価格及び最低価格」を「安定下位価格及び安定上位価格」に、「改定した」を「変更した」に改める。

第七条の見出し中「買入れれる」を「買入れの對象となる」に改め、同条中「政府」を「事業団」に改め、「生糸は」の下に「国内において製造された生糸であつて」を加え、「基く」を「基づく」に、「省令」を「農林省令」に、「ものに限る」を「ものに限るものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(売渡しの對象となる生糸)

第七条の二 第二条の規定により事業団が売り渡す生糸は、次の各号に掲げる生糸(その生糸に係る第十二条第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する生糸を含む)に限るものとする。

一 第二条の規定による買入れによつて事業団が保有する生糸

二 第十二条の二第一項の規定による加工又は交換によつて事業団が保有する生糸

三 次項の規定による所屬替えにより第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定に属する生糸

2 事業団は、生糸の価格の異常な騰貴により生糸の輸出が減少することを防止するには、第十二条の四の規定により売り渡す生糸の数量を制限して第二条の規定により売り渡す生糸の数量を増加する必要があると認められる場合には、農林大臣の承認を受け、予算の範囲内において、第十二条の四の規定により買入れして保有する輸出適格生糸(輸出に適する種類、織度及び品位の生糸で農林省令で定めるものをいう。以下同じ)のうち、その買入れ後第十二条の六の政令で定める期間を下らない期間で農林省令で定めるものを経過してなお保有しているもの(当該輸出適格生糸に係る第十二条の十第一項の規定による買換えによつて保有している輸出適格生糸を含む)をその属する勘定から第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定

に所屬替えをすることができ。

3 農林大臣は、前項の規定による所屬替えの結果事業団が第一項に規定する生糸(以下この項、第九条の二第一項、第九条の三第一項及び第十二条第一項において「売渡対象生糸」という)として保有することとなる輸出適格生糸の数量(その所屬替えの際現に事業団が売渡対象生糸として保有している輸出適格生糸があるときは、その数量を含む)の合計が生糸の輸出を確保するために必要と認められる政令で定める一定数量をこえることとなるとき、又はその輸出適格生糸の数量の合計に事業団が売渡対象生糸として保有している他の生糸の数量を加えた總數量が農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえることとなるときは、前項の承認をしてはならない。

4 第二項の規定による所屬替えの価格は、当該輸出適格生糸の買入れの価格にその所屬替えをする時までの保管に要する費用の額を加えて得た額を下らない範囲内において、事業団が農林大臣の承認を受けて定める。

第八条の見出しを「(買入れ又は売渡しをしない場合)」に改め、同条各号列記以外の部分中「政府」を「事業団」に、「左の」を「次の」に、「買入れ又は売渡の申込み」を「売渡しをする旨の申込み」に改め、同条第一号中「買入れ又は売渡の申込みを省令」を「その申込みが農林省令」に改め、同条第二号中「売渡の申込み」を「その申込み」に、「前条」を「第七条」に、「六箇月」を「六月」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その他農林省令で定める相当の理由があるとき。

2 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第二条の規定による売渡しをしないことができる。

一 その売渡しを受ける旨の申込みが前項第一号の農林省令で定める荷口を単位としていないとき。

二 その売渡しを受けることが買占めその他による不当の利得を目的として行なわれると認められるとき。

三 その他農林省令で定める相当の理由があるとき。

第九条の見出し中「条件付売渡し」を「条件付売渡し」に改め、同条中「政府」を「事業団」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第九条の二を削り、第九条の三の見出し中「売渡し」を「売渡し」に改め、同条第一項中「政府」を「事業団」に、「第二条若しくは前条第一項の規定による買入れ、第十二条第一項の規定による買換又は第十二条の二第一項の規定による加工若しくは交換によつて保有する生糸の数量」を「売渡対象生糸の保有数量」に、「前条第四項」を「第七条の二第三項」に改め、「こえるときは」の下に、「農林大臣の承認を受けて」を加え、同条第二項中「売渡し」を「売渡し」に、「政令で定めるところにより」を「第三条第一項の規定により標準生糸の安定下位価格及び安定上位価格を定める基準としたに」、「日本蚕糸事業団法第三十四条第一項第一号に掲げる標準売渡価格」を「第十二条の四の標準中間売渡価格」に改め、同条第三項中「売渡し」を「売渡し」に改め、同条を第九条の二とする。

第九条の四第一項中「政府」を「事業団」に改め、「必要があるときは」の下に、「農林大臣の承認を受けて」を加え、「輸出適格生糸」を「輸出適格生糸で売渡対象生糸であるもの」に改め、同条第二項中「政府」を「事業団」に改め、「加えて得た額」の下に「(第七条の二第二項の規定による所屬替えに係るものにあつては、その所屬替えの価格にその所屬替え後の保管に要する費用の額を加えて得た額)」を加え、同条を第九条の三とする。

第十条第一項中「買占め」を「買占め」に改め、同条第二項中「最高価格」を「安定上位価格」に改める。

第十一条第一項中「政府」を「事業団」に、「買入れ」を「買入れ」に、「最低価格」を「安定下位価格」に改め、「農林大臣の定める額」の下に「(以下「最低価格」という。)」を加え、「省令」を「農林省令」に、

「売渡」を「売渡し」に、「予算の範囲内において、政令」を「予算の範囲内において、農林省令」に改め、同条第二項中「政府」を「事業団」に改め、「認めるときは」の下に、「予算の範囲内において」を加え、同条第三項中「政府の買入」を「事業団の買入」に、「政令」を「農林省令」に、「第一項の規定により農林大臣の定める額」を「最低価格」に、「農林大臣が」を「事業団が農林大臣の承認を受けて」に改め、同条に次の三項を加える。

4 農林大臣は、第一項の指定又は承認をしようとするときは、事業団の意見を聞かなければならない。

5 最低価格は、第四条の規定により標準生糸の安定下位価格及び安定上位価格を定める際、あわせて定めるものとする。

6 農林大臣は、最低価格を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十二条の見出しを「（整理のための生糸の売渡し等）」に改め、同条第一項中「政府」を「事業団」に、「その保有する生糸」を「その保有する売渡対象生糸」に改め、「貯蔵し、加工し」を削り、「その生糸の種類及び織度を同じくする他の」を「予算の範囲内において、その生糸と同一の種類、織度及び数量の」に改め、同条第二項中「売渡し」を「売渡し」に、「時価に準拠して農林大臣が」を「時価に準拠して事業団が農林大臣の承認を受けて」に改め、同条第三項中「買換のための売渡し及び買入」を「買換のための売渡し及び買入」に、「行わなければならない」を「行なわなければならない」に改める。

第十二条の二の見出しを「（繭の売渡し等）」に改め、同条第一項中「政府」を「事業団」に、「その保有する」を「第十一項の二項の契約により買入れを保有する」に、「若しくは加工し、又は」を「又は予算の範囲内において加工し、若しくは」に改め、同条第二項中「売渡し」を「売渡し」に改め、同条第三項中「政府」を「事業団」に改める。

第十二条の三を次のように改める。

（外国産生糸に対する措置）

第十二条の三 政府は、外国産の生糸の価格の低落その他予想されなかつた事情の変化により生糸の輸入が増加したため、国内における生糸の需給が著しく均衡を失し、わが国の蚕糸業の経営の安定に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、必要があるときは、生糸の輸入に關し、当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

第十三条 繭及び生糸の価格の中間安定に關する措置

（中間安定を圖るための生糸の買入れ、売渡し及び売渡し）

第十二条の四 事業団は、生糸の価格を安定上位価格をこえずかつ安定下位価格を下らない範囲内における相当な水準に安定させるため、出資者で第十二条の十八第二号に掲げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる同号の製糸業者からの生糸の売渡し及び買入の申込みに応じ、その買入れに係る生糸を第十二条の六の約定に基づきその相手方の請求に応じ売渡しし、及び生糸の価格が標準中間売渡し価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、その買入れに係る生糸（当該生糸に係る第十二条の十第一項の規定による買換えによつて保有する生糸を含む。）を政令で定めるところにより一般競争入札その他の方法で売り渡すことができる。

（中間買入価格及び標準中間売渡し価格）

第十二条の五 標準生糸についての前条の中間買入価格及び標準中間売渡し価格は、標準生糸の安定上位価格をこえずかつ標準生糸の安定下位価格を下らない範囲内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として農林大臣が定める生糸の価格（以下

「基準生糸」という。）を基準として、事業団が定めるものとする。

2 標準生糸以外の生糸についての前条の中間買入価格及び標準中間売渡し価格は、標準生糸の中間買入価格又は標準中間売渡し価格に第三條第二項の規定により標準生糸の安定下位価格又は安定上位価格に加減すべき額として算出された額をそれぞれ加減して得た額とする。

3 事業団は、標準生糸の中間買入価格及び標準中間売渡し価格を、農林省令で定める期間ごとに、当該期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

4 基準生糸は、第四条の規定により標準生糸の安定下位価格及び安定上位価格を定める際、あわせて定めるものとする。

5 農林大臣は、基準生糸を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを事業団に通知しなければならない。

6 農林大臣は、第三項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準生糸の中間買入価格及び標準中間売渡し価格を告示しなければならない。

（売渡しの際の約定）

第十二条の六 事業団は、農林省令で定めるところにより、第十二条の四の規定による生糸の買入れに当たつて、その相手方との間に、その買入れ後政令で定める期間を経過するまでは、その者の請求により、当該生糸をその買入れの価格に相当する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

（買入れ又は売渡しの対象となる生糸）

第十二条の七 第十二条の四の規定により事業団が買入れることができる生糸は、同条の規定による売渡しをする旨の申込みをした同条の出資者又は製糸業者が国内において製造した生糸（その者が他に委託して国内において製造した生糸を含む。）であつて蚕糸業法第十六條第一項

の規定に基づく検査の結果農林省令で定める種類、織度及び品位の生糸と決定されたものに限定するものとする。

2 第十二条の四の規定により事業団が売り渡すことができる生糸は、同条の規定により事業団が買入れ保する生糸のうちその買入れ後前条の政令で定める期間を経過してなお事業団が保有しているもの（その生糸に係る第十二条の十第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する生糸を含む、第七條の二第二項の規定による所屬替えをした生糸を除く。）に限るものとする。

（買入数量の限度）

第十二条の八 事業団が毎事業年度第十二条の四の規定により買入れることができる生糸の数量は、政令で定める数量を限度とする。ただし、事業団が同条の規定により買入れて保有する生糸を当該事業年度に売り渡した場合には、当該政令で定める数量に当該売渡しに係る生糸の数量（その数量が当該政令で定める数量をこえるときは、当該政令で定める数量）を加えて得た数量を限度とする。

（買入れ又は売渡しをしない場合）

第十二条の九 事業団は、第八條第一項各号の一に該当する場合若しくは売渡しをする旨の申込みをした者についてその者が第十二条の十一第一項の基準価格に達しない価格で繭を買入れ若しくは買入れをおそれがあると認める場合には第十二条の四の規定による買入れをせず、又は第八條第二項各号の一に該当する場合には第十二条の四の規定による売渡しをしないものとする。

（生糸の買換え）

第十二条の十 事業団は、その保有する第十二条の七第二項に規定する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、予算の範囲内において、これを同一の種類、織度及び数量の生糸に買換えることができる。

2 前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れは、同時期に行なわれなければならない。
(乾藪の売渡し等の受託)
第十二条の十一 事業団は、藪の売買取引が基準藪価に達しない価格で行なわれるおそれがある

と認められる場合には、農業協同組合連合会の申込みにより乾藪を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すべき旨の委託を受けることができる。
2 事業団は、前項の規定により委託を受ける場合には、次条第二項の農林省令で定める期間ごとに、藪の価格が前項の基準藪価を下つて低落することを防止することを旨として、当該委託を受ける乾藪の数量の限定を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しうとするときも、同様とする。

3 事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内でなければ、第一項の委託を受けることができない。
(基準藪価)
第十二条の十二 前条第一項の基準藪価は、最低藪価を下らない範囲内において、藪の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる藪価水準の実現を図ることを旨とし、基準藪価を参酌して、事業団が定めるものとする。

2 事業団は、前条第一項の基準藪価を、農林省令で定める期間ごとに、その期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しうとするときも、同様とする。
3 農林大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る基準藪価を告示しなければならない。

(藪の価格に関する勧告)
第十二条の十三 農林大臣は、藪の売買取引が第十二条の十一第一項の基準藪価に達しない価格で行なわれるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、製糸業者に対し、養蚕業者(養蚕業者が直接又は間接の構成員となつ

ている農業協同組合又は農業協同組合連合会を含む。)から藪を買入れるに当たつては同項の基準藪価以上の価格によるべきことを勧告することができる。
第四章 日本蚕糸事業団
第一節 総則

(目的)
第十二条の十四 事業団は、藪及び生糸の価格について、安定価格帯をこえる異常な変動を防止するとともに、安定価格帯の相当水準における価格の安定を図るため、生糸の買入れ、売戻し及び売渡し、藪の保管に要する経費の助成、委託による乾藪の売渡し等の業務を行なうことを目的とする。
(法人格)
第十二条の十五 事業団は、法人とする。

(事務所)
第十二条の十六 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。
2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要に地を従たる事務所を置くことができる。
(資本金)
第十二条の十七 事業団の資本金は、藪糸価格安定法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行の際現に日本蚕糸事業団法(昭和四十一年法律第三号)による日本蚕糸事業団が有していた資本金の金額と藪糸価格安定法の一部を改正する法律附則第四条第三項の規定により政府から出資があつたものとされる金額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。
(出資)
第十二条の十八 次に掲げる者は、事業団に出資することができる。

一 養蚕業者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会
二 製糸業者(製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二条第一項の規定により免許を受けた者その他農林省令で定める者に限る。次号において同じ。)
三 製糸業者が直接又は間接の構成員となつている商工組合、商工組合連合会又は農林省令で定めるその他の法人
第十二条の十九 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができる。できない。
(出資証券)
第十二条の二十 事業団は、出資に対し出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。
3 前項に規定するもののほか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。
(持分の払戻し等の禁止)
第十二条の二十一 事業団は、出資者に対し、その持分を払戻すことができない。
2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
(出資者たる地位の喪失)
第十二条の二十二 政府以外の出資者(第十二条の五十四第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失ふことができる。
(持分の譲渡し)
第十二条の二十三 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 第十二条の十八各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡を受けることができない。
3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。
(登記)
第十二条の二十四 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(名称の使用制限)
第十二条の二十五 事業団でない者は、日本蚕糸事業団という名称を用いてはならない。
(民法の準用)
第十二条の二十六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二節 役員等
(役員)
第十二条の二十七 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。
2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。
(役員の職務及び権限)
第十二条の二十八 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。
2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。
3 監事は、事業団の業務を監査する。
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)
第十二条の二十九 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。
2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
(役員の内命)
第十二条の三十 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十二条の三十一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十二条の三十二 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となるべきでない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員に適用しないことを認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十二条の三十三 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十二条の三十四 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十二条の三十五 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十二条の三十六 事業団の職員は、理事長が任

命する。

(運営審議会)

第十二条の三十七 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に應じ、事業団の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

第十二条の三十八 運営審議会は、委員十五人以上で組織する。

2 委員は、事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第十二条の三十一第一項ただし書及び第二項並びに第十二条の三十二第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第十二条の三十九 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十二条の四十 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第十二条の四十一 事業団は、第十二条の十四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 第二章及び第三章の規定により、生糸の買入れ、売戻し及び売渡し(第五号の委託による売渡しを除く。)を行なうこと。

二 第十一条の規定により、繭の保管に要する経費について助成し、及びその保管に係る繭の買入れを行なうこと。

三 第十二条の二の規定により、繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること(次号の委託により、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換することを除く。)

四 第十二条の十一第一項の規定による委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること。

五 前号の委託による加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

六 前各号に掲げる業務に伴う生糸又は繭の保管を行なうこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 事業団は、前項の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定における前事業年度の損益計算上の利益金から積み立てられた積立金に相当する金額に政令で定める率を乗じて得た金額の範囲内で、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業に対する助成を行なうことができる。

3 事業団は、前二項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第十二条の四十二 事業団は、前条第一項から第三項までに規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3 事業団は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る

業務方法書(変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分)を出資者に送付しなければならない。

第四節 財務及び会計

(区分経理)

第十二条の四十三 事業団の経理については、次に掲げる業務に係るものその他の業務に係るものを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条の四十一第一号に掲げる業務(第二条の規定による生糸の買入れ及び売渡し、第九条の二第一項の規定による生糸の売渡し、第九条の三第一項の規定による生糸の売渡し並びに第十二条第一項の規定による生糸の売渡し及び買入れに係るものに限る。)

二 第十二条の四十一第二号及び第三号に掲げる業務

三 第十二条の四十一第六号に掲げる業務(前二号に掲げる業務に伴うものに限る。)

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 繭糸価格安定法の一部を改正する法律附則第四條第三項の規定により政府から事業団に出資があつたものとされる金額に係る経理は、前項各号に掲げる業務に係る勘定において行なうものとする。

(事業年度)

第十二条の四十四 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第十二条の四十五 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定に關し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る事業計画、予算及び資金計画(これらの変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る

部分)を出資者に通知しなければならない。
(財務諸表)

第十二条の四十六 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けるとともに、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出し又は出資者に送付するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。
(利益及び損失の処理)

第十二条の四十七 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、毎事業年度、前二項の規定により整理をしたとすれば、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定と他の勘定のいずれか一方に前項の規定による繰越欠損金があり他の勘定に第一項の規定による積立金があることとなる場合において、当該繰越欠損金があることとなる勘定において整理される業務の円滑な運営を図るため特に必要があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、農林大臣の承認を受けて、当該繰越欠損金となるべき欠損金をうめるため、当該勘定に、当該積立金があることとなる勘定からその積立金となるべき金額の全部又は一部を当該積立金となるべき金額を減額して繰り入れることができる。
(借入金)

第十二条の四十八 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ。
2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団が第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定の負担においてする第一項の長期借入金又は短期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。)について保証することができ。
(余裕金の運用)

第十二条の四十九 事業団は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
(給与及び退職手当の支給の基準)

第十二条の五十 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(農林省令への委任)
第十二条の五十一 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。
第五節 監督
第十二条の五十二 事業団は、農林大臣が監督する。
2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。
(報告及び検査)
第十二条の五十三 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第六節 雑則
(解散)
第十二条の五十四 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済しなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に應じて分配しなければならない。
2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。
3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。
第五章 補則
第十三条第一項各号列記以外の部分中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、「(昭和七

年法律第二十九号)を削り、「売渡の仲立」を「売渡しの仲立ち」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「基」を「基づく」に改め、同項第三号中「債権」を削り、同項第六号中「受渡」を「受渡し」に改め、同項第九号中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、同条第二項中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、同条第三項中「買入又は売渡」を「買入れ又は売渡し」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「当る」を「当たる」に改め、同項第二号中「受渡」を「受渡し」に改める。
第十四条第一項中「仲立若しくは取次」を「仲立ち若しくは取次ぎ」に、「省令」を「農林省令」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。
3 第十二条の五十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第十五条及び第十六条を次のように改める。
(協議)
第十五条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第十二条の十七第二項、第十二条の四十一第二項若しくは第三項、第十二条の四十二第一項、第十二条の四十五第一項又は第十二条の四十八第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
二 第十二条の十一第二項、第十二条の四十六第一項、第十二条の四十七第三項又は第十二条の五十の規定による承認をしようとするとき。
三 第七条の二第二項、第十一条第一項若しくは第三項、第十二条の四十二第二項又は第十二条の五十一の規定により農林省令を定めようとするとき。
四 第十二条の四十九第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。
第十六条 削除
第十七条の前に次の章名を附する。

年法律第二十九号)を削り、「売渡の仲立」を「売渡しの仲立ち」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「基」を「基づく」に改め、同項第三号中「債権」を削り、同項第六号中「受渡」を「受渡し」に改め、同項第九号中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、同条第二項中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、同条第三項中「買入又は売渡」を「買入れ又は売渡し」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「当る」を「当たる」に改め、同項第二号中「受渡」を「受渡し」に改める。
第十四条第一項中「仲立若しくは取次」を「仲立ち若しくは取次ぎ」に、「省令」を「農林省令」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。
3 第十二条の五十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第十五条及び第十六条を次のように改める。
(協議)
第十五条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第十二条の十七第二項、第十二条の四十一第二項若しくは第三項、第十二条の四十二第一項、第十二条の四十五第一項又は第十二条の四十八第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
二 第十二条の十一第二項、第十二条の四十六第一項、第十二条の四十七第三項又は第十二条の五十の規定による承認をしようとするとき。
三 第七条の二第二項、第十一条第一項若しくは第三項、第十二条の四十二第二項又は第十二条の五十一の規定により農林省令を定めようとするとき。
四 第十二条の四十九第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。
第十六条 削除
第十七条の前に次の章名を附する。

附則中第三項を第八項とし、第二項の次に次の

五項を加える。

3 事業団は、当分の間、第十二条の四十一の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の輸出を確保するため生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務（その

生糸に係る買換えのための生糸の買入れ及び売

4 前項の認可は、事業団が蘭及び生糸の価格の相当な水準における安定を図るために必要な数量の生糸を保管しておらず、かつ、生糸の輸出を確保するため特に必要があると認められる場合を行なうことができる。

合に、するものとする。

5 事業団は、附則第三項に規定する業務として

生糸の売渡し（買換えのための売渡しを除く。）を行なうに当たつては、その生糸を輸出すべきことその他の必要な条件を附さなければならな

い。
 6 第十二条の四十二の規定は、附則第三項に規定する業務について準用する。

7 附前第三項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第十二条の四十一第三項中「前二項の規定により行なう業務」とあるの

は「前二項の規定により行なう業務及び附則第三項の規定により行なう業務」と、第十五条第

一号中「第十二条の四十二第一項」とあるのは「第十二条の四十二第一項(附則第六項において準用する場合を含む。）」と、同条第三号中「第十

二条の四十二第二項」とあるのは「第十二条の四十二第二項（附則第六項において準用する場合

を含む。」と、第十九条の二第六号中「業務以外」とあるのは「業務及び附則第三項に規定する

業務以外」とする。

附則

（施行期日）
 第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から

施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

残額に相当する金額は、その承継の時に、政府から新事業団に出資されたものとする。

4 第二項の規定により一般会計に帰属する現金は、一般会計の歳入とする。

（日本蚕糸事業団法の廃止）

第五条 日本蚕糸事業団法は、廃止する。

2 日本蚕糸事業団法の廃止の際現に同法第三十

四條第一項の規定により定められている標準元
渡価格及び買入価格とは、新法第十二条の五第一
項の規定により定められ、若しくは同条第二項
の規定により算出された標準中間売渡価格又は
中間買入価格とみなす。

3 日本蚕糸事業団法の廃止前にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。
(経過規定)

第六條 この法律の施行の際現に旧法第三條第一項の規定により定められている標準生糸の最高価格及び最低価格は、新法第三條第一項の規定

により定められた標準生糸の安定上位価格又は安定下位価格とみなす。

第七條 旧法第二條の規定による買入れにより政

府が保有する生糸で附則第四条第一項の規定により新事業団が承継したものとあるときは、当該生糸は、新法第七条の二第一項の規定の適用

については、新法第二条の規定による買入れにより新事業団が保有する生糸とみなす。

る事業年度は、日本蚕糸事業団法第三十六条の規定にかかわらず、昭和四十四年三月三十一日に終わるものとする。

第九條 新事業団の昭和四十四年四月一日に始まる事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第十二条の四十五第一項中「開始

前に」とあるのは、「開始後遅滞なく」とする。
（国庫余裕金の繰替使用に関する法律の一部改

第十条 国庫余裕金の繰替使用に関する法律（昭和二十四年法律第六十三号）の一部を次のよう

【參議院】

に改正する。

第一条第一項中「及び糸価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百一十一号）第八條第一項又は第九條第一項の証券」を削る。

（農林省設置法の一部改正）

第十一条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十二号の二を削る。

第十二条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十六條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）

第十二条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「糸価安定特別会計」を削る。

（所得税法の一部改正）

第十三条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本蚕糸事業団の項を次のように改める。

日本蚕糸事業団	繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三十号）
---------	-----------------------

（法人税法の一部改正）

第十四条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本蚕糸事業団の項を次のように改める。

日本蚕糸事業団	繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三十号）
---------	-----------------------

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、漁業近代化資金助成法案

漁業近代化資金助成法案

（目的）

第一条 この法律は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行なう長期かつ低利の施設資金の融通を円滑にするため、国が、都道府県の行なう利子補給の措置に対して助成し、又は自ら利子補給を行なう措置を講ずることとし、もつて漁業者等の資本整備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人

二 漁業生産組合

三 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が千トン（水産業協同組合法の合算総トン数が千トン）（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、二千トン）以下であるもの

四 水産加工業を営む個人

五 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が四十人以下であるもの

六 漁業協同組合

七 漁業協同組合連合会

八 水産加工業協同組合

九 水産加工業協同組合連合会

2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 水産業協同組合法第十一条第一項第一号の事業を行なう漁業協同組合

二 水産業協同組合法第八十七條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会

三 水産業協同組合法第九十三條第一項第一号の事業を行なう水産加工業協同組合

四 水産業協同組合法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう水産加工業協同組合連合会

五 農林中央金庫

3 この法律において「漁業近代化資金」とは、漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して貸し付ける資金（漁船の改造、建造又は取得に要するもの及び漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保護施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するものに限る。）で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。

一 一漁業者等に係る貸付金の合計額が、第一項第六号から第九号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては一億円（特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額）以内、同項第一号から第五号までに掲げる者のうち、政令で定める者に貸し付ける場合にあつては四千万円（特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額）以内、その他の者に貸し付ける場合にあつては一千万円の範囲内で政令で定める額（特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額）以内のものであること。

二 償還期限が、二十年の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。

三 据置期間が、三年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。

四 利率が、年七分以内で政令で定める利率以内のものであること。

（都道府県の行なう利子補給に係る政府の助成）

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた漁業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を補助することができる。

（政府の行なう利子補給）

第四条 政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金（前条の規定による政府の助成に係るものを除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る漁業近代化資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高をこえるときは、その計算上の貸付残高）につき年五厘以内で農林大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

（農林中央金庫法の特例）

第五条 農林中央金庫が第三條の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金を貸し付ける場合における

定める期間以内のものであること。

四 利率が、年七分以内で政令で定める利率以内のものであること。

（都道府県の行なう利子補給に係る政府の助成）

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた漁業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を補助することができる。

（政府の行なう利子補給）

第四条 政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金（前条の規定による政府の助成に係るものを除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る漁業近代化資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高をこえるときは、その計算上の貸付残高）につき年五厘以内で農林大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

（農林中央金庫法の特例）

第五条 農林中央金庫が第三條の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金を貸し付ける場合における

定める期間以内のものであること。

四 利率が、年七分以内で政令で定める利率以内のものであること。

（都道府県の行なう利子補給に係る政府の助成）

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた漁業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を補助することができる。

（政府の行なう利子補給）

第四条 政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金（前条の規定による政府の助成に係るものを除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る漁業近代化資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高をこえるときは、その計算上の貸付残高）につき年五厘以内で農林大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

（農林中央金庫法の特例）

第五条 農林中央金庫が第三條の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金を貸し付ける場合における

定める期間以内のものであること。

四 利率が、年七分以内で政令で定める利率以内のものであること。

（都道府県の行なう利子補給に係る政府の助成）

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた漁業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を補助することができる。

（政府の行なう利子補給）

第四条 政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金（前条の規定による政府の助成に係るものを除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る漁業近代化資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高をこえるときは、その計算上の貸付残高）につき年五厘以内で農林大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

（農林中央金庫法の特例）

第五条 農林中央金庫が第三條の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金を貸し付ける場合における

定の適用については同条の規定の例により算定した平均標準給与の年額（その額が百三十二万円をこえるときは、百三十二万円とする。）を平

2 前条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(従前の退職年金等の最低保障に係る改定)

第三條 昭和四十四年九月三十日以前に第一條第一項又は前條第一項の資格の喪失をした組合員年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、遺族年金については、組合員期間（三十九年改正法附則第四條第一号の旧法組合員期間と同條第二号の新法組合員期間とを合算した期間をいう。）が二十年に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 九万六千円

二 遺族年金 四万八千円

退職年金又は障害年金 九万六千円

二 遺族年金 四万八千円

(端数計算)

第四条 第一条又は第二条の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算

出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

(政令への委任)

第五條 前各條に規定するもののほか、この法律の規定による年金の額の改定に關して必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年十一月一日から施行する。ただし、第三条並びに附則第四項、第五項、第七項及び第八項の規定は同年十月一日から、附則第六項の規定は公布の日から施行する。

三十九年改正法の一部改正

2 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第八号中「次号」を「次号及び第十二号」に改め、同条に次の三号を加える。

十 旧法の平均標準給与の仮定年額 旧法の平均標準給与の年額に、過去一定年間にお

ける各月ごとの総組合員の標準給与の平均額を基礎とし、総組合員の給与に関するそ

他の諸事情を考慮し、更新組合員の平均標準給与の年額と最終標準給与の年額（給

附則第六條第一項第一号中「旧法の平均標準給与の年額」を「旧法の平均標準給与の仮定年額」に改める。

附則第七條第二項第一号中「旧法の平均標準給与の年額」を「旧法の平均標準給与の仮定年

額」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第二項及び前項の従前の退職年金の額は、

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和四十四年法律第 号)第一条の規定を適用して算定した額とする。

附則第十二条第一号中「旧法の平均標準給与の月額」を「旧法の平均標準給与の仮定月額」に改める。

の月額又は旧法の平均標準給与の月額を「旧法の平均標準給与の仮定月額又は旧法の平均標準給与の仮定月額」に、「六万円」を「九万六千円」に改める。

附則第十三条第一項第一号及び第十五条第二項第三号中「旧法の平均標準給与の年額」を「旧法の平均標準給与の仮定年額」に改める。

この法律の施行の日前に法の規定により給付事由が生じた給付については、前項の規定による改正後の三十九年改正法附則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(法の一部改正)

農林漁業団体職員共済組合法の一部を次のよ
うに改正する。

第二十條第一項の表中	
第一級	八、〇〇〇円
第二級	九、〇〇〇円
第三級	一〇、〇〇〇円
第四級	一二、〇〇〇円
	八、五〇〇円未満
	八、五〇〇円以上
	九、五〇〇円以上
	一、〇〇〇円以上
	九、五〇〇円未満
	一、〇〇〇円未満
	一三、〇〇〇円未満

を

第一級

「第二級」に、「第六級」を「第三級」に、「第七級」を「第四級」に、「第八級」を「第五級」に、「第九級」を「第六級」に、「第十級」を「第七級」に、「第十一級」を「第八級」に、「第十二級」を「第九級」に、「第十三級」を「第十級」に、「第十四級」を「第十一級」に、「第十五級」を「第十二級」に、「第十六級」を「第十三級」に、「第十七級」を「第十四級」に、「第十八級」を「第十五級」に、「第十九級」を「第十六級」に、「第二十級」を「第十七級」に、「第二十一級」を「第十八級」に、「第二十二級」を「第十九級」に、「第二十三級」を「第二十級」に、「第二十四級」を「第二十一級」に、「第二十五級」を「第二十二級」に、「第二十六級」を「第二十三級」に、「第二十七級」を「第二十四級」に、「第二十八級」を「第二十五級」に、「第二十九級」を「第二十六級」に、「第三十級」を「第二十七級」に、「第三十一級」を「第二十八級」に、「第三十二級」を「第二十九級」に、
「第三十三級」を「第三十級」に。

一〇七、五〇〇円以上
第三十三級

一一〇、〇〇〇円以上
第三十四級

一二三、〇〇〇円未満
第三十五級

一二六、〇〇〇円以上
第三十六級

第三十級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上	一一五、〇〇〇円未満
第三十一級	一二〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上	一二五、〇〇〇円未満
第三十二級	一三〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第三十三級	一四〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満
第三十四級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上	

5 前項の規定の施行の日前に法の規定により給付事由が生じた給付については、同項の規定による改正後の法第二十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(標準給与に關する経過措置)

6 農林漁業団体職員共済組合が昭和四十四年十月一日前に附則第四項の規定による改正前の法第二十條第三項の規定により標準給与を定める場合には、同條第一項の規定にかかわらず、附則第四項の規定による改正後の法第二十條第一項の規定の例による。

7 昭和四十四年十月一日前に附則第四項の規定による改正前の法第二十條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に職員になつたものとみなし、附則第四項の規定による改正後の法第二十條の規定を適用してその標準給与を改定する。

(退職年金等の最低保障に關する経過措置)

8 昭和四十四年十月一日以後に第二條第一項の資格の喪失をした組合員又は任意継続組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、遺族年金については、第三條の組合員期間が二十年に満たないときは、この限りでない。

- 一 退職年金又は障害年金 九万六千円
- 二 遺族年金 四万八千円

別表

期 間 の 区 分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで	一・七九四
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	一・七三八
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・六二四
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・三九八
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・二二一
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・〇七四

昭和四十四年三月六日印刷

昭和四十四年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局